

旭川市議会議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会 第2回会議 会議録

日 時 平成24年10月29日(月) 午後3時から午後4時58分まで  
場 所 旭川市総合庁舎議会棟 第2委員会室  
出 席 者 構成員 8人  
神原構成員, 佐々木構成員, 鈴木構成員, 竹中構成員,  
那須構成員, 長谷川構成員, 松尾構成員, 山本構成員(50音順)  
事務局等 8人  
三井議長, 室井副議長, 谷口議会事務局長, 林議会事務局次長  
樽井総務調査課主幹, 酒井議事課長補佐  
牛田総務調査課主任, 森田同課主任

会議の公開・非公開 公開

傍 聴 者 数 8人(報道関係者4人を含む。)

会 議 資 料 <事前送付>

- ・議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会第2回会議次第
- ・議員定数に関する識者の意見
- ・議員定数減少の長所と短所
- ・議員定数に関する市民の声
- ・議員活動量の定性的・定量的把握の実例

<当日配付>

- ・平成24年第3回定例会日程
- ・平成23年度市民と議会の意見交換会報告書
- ・平成24年度市民と議会の意見交換会案内
- ・旭川市議会関係資料(山本構成員作成)

## ○ 開会

### 1 構成員の紹介

- ・第1回会議を欠席した那須構成員が自己紹介を行った。

### 2 協議事項

#### (1) 議員定数についての現状分析について

#### (2) 議員報酬についての現状分析について

- ・配付した資料について, 事務局から説明がなされた。
- ・構成員が作成した資料が配付され, 当該構成員から説明がなされた。

#### <主な発言等>

(座長)

それでは手元にある今日の次第の1番目の(1)であるが。

(構成員)

この報告書で、第1回目に私がこまごまと挙げた数字を一切省いてしまったのはどう  
いうわけか。

(座長)

前回の会議録についての質問ということか。前回議事録については郵送されていると  
思うが。

(構成員)

全然数字が入っていない。

(座長)

事務局の方で意見があるか。

(事務局)

お尋ねの件であるが、会議録は前回の会議で要点記録ということに決定し、全体の趣  
旨が分かるように整理をしている。全体としては全文記録に近い形になっているが、一  
部数字が出ていないという箇所もあろうかとは思ふ。

(構成員)

しかし、一部大まかに出したのであって、この議会の恐らくは単独行政視察の数字に  
おいても、議会でも、あなたたちも、こういう数字は持っていないはずだ。それを私が  
数字をもって表している。これだけ確かなことはない。

(座長)

どのページのことか教えていただけるか。

(構成員)

ページと言ったって、載っていないのであるからそういうことはできない。

(座長)

会議録のページのことを言ったのだが。

(構成員)

冒頭において、わたしははっきり数字をもって、この単独行政視察というものは、平  
成15年度においてその視察を凍結したということで、議会の委員会では、凍結したか  
らといって、国内視察を増やすということはまかりならんという一部の議員の発言があ  
って、それを基にして恐らく増やしているのではないかと。ということで、それを遡る  
こと4年間のトータルを出し、その後15年を境にして、その後の3年間、19年度は  
なぜ含まれないかという、その時はまだ数字が出ていなかったけれども、その前に3  
年間のトータルでいうと225万円、それから、その後においては、343万6,777円という  
数字が出ている。国外視察を減らしたからといって国内視察を増やすということはま  
かりならんという一部の議員がいたから、わたしはこれを調べたのだ。ところが、ちゃ  
んとそのとおりの数字になって表れている。自分らの都合のいいことは増やして、反対  
意見があっても、お互いにまあまあで決まる。

(座長)

今の発言は、前回の会議録で発言が漏れている事項についてどうしてかという質問で  
あるか。今聞くと、議員の国内視察及び海外視察の件を言っているということか。

(構成員)

海外視察を凍結したからといって、国内視察を増やすということはまかりならんとい

う一部議員の発言があったけれど、結局はまあまあで賛成して、この数字に表れているとおりに、国内視察を増やしたということだ。

(座長)

そのような発言はあったらどうか。

(事務局)

第1回会議の冒頭に自己紹介をしてもらったが、その時に活動の経歴ということで話があったのではないか。会議録は要点記録であり、それぞれの考え方については、協議事項の中で発言されることから、自己紹介については、自己紹介があったという事実のみが記載されている。御理解いただきたい。

(構成員)

いや、自己紹介であろうと何であろうと、この中で発言をしているんだから、なぜその数字を記録しないのかということだ。さらにもっと言うのであれば、市長は退職金を2,200万円から960万円まで減らしたんだと。市役所においては20パーセントを平成18年度に減らしたんだと数字を挙げてまで言っているのである。その後においては、20パーセントの市長の減額率も18パーセントに変わったというけども、これらはすべて議会で承認しなければできないことであろう。議会ではこれを承認して、人の痛みを感じずようなことであれば簡単に承認するけども、自分の痛みを感じずようなことになるとなかなか決まらないと。そこを言いたいのである。だから、議員の質において言っているのである。

(座長)

まず、議員の質を取り上げる、あるいは意見交換すべきだという発言は私も知っているし、そのことは会議録に記載されていると思う。冒頭の議員の国内視察及び海外視察の件は、今日の会議で発言の機会があればしていただきたい。市長のことについても同じように、今日の会議の中で御発言いただければと思う。会議録そのものについてはよろしいだろうか。先へ進みたいと思うが。

(構成員)

議会の関係資料として、自分なりに簡単にまとめて5枚に書いてきている。これを皆さんに配付したいと思う。

(座長)

了解した。

(事務局、構成員が作成した資料を配付)

(座長)

それでは次第に基づいて進めたいと思う。議員定数、議員報酬の、それぞれ現状分析についてということである。私としては、両方含めて進めていきたい。皆さんの手元に資料が送付されていると思うので、まず事務局から資料説明をしてもらい、その後、構成員が本日提出した資料について、構成員から説明をもらうということで進めたい。

(事務局)

(説明)

(座長)

前回の会議で、第3回定例会の委員会あるいは本会議に顔を出しておこうということ

で散会をした。簡単でいいので、それぞれ報告をしていただきたい。

(構成員)

仕事の都合でなかなか時間が取れず、行ってこれなかった。申し訳ない。

(座長)

了解した。次の構成員は札幌在住なので、旭川の議会は傍聴していないが、たまたま構成員が道議会のことについて発言をした記事が新聞に掲載されていた。できれば道議会のことに触れていただければ。もし発言があればお願いしたい。

(構成員)

その記事は新聞記者から電話でインタビューをされたものである。この前開催された道議会が非常に低調で、原発の問題を始めとしていろいろな問題がありながら、なぜ議会の審議が低調なのか。それをどう考えるのかという質問を受けたわけである。そう聞かれて私も困り、どう答えたらいいかと。

常日頃私が道議会などを見て思うのは、規模の大きい自治体や広域の都道府県というところは、小さな自治体と違って、会派を単位にした動きになる。会派の中に議員があつて、会派間の調整や話し合いで事が全部決まってしまうのである。だからいろいろなルールを決めても、実質はそこで決まってしまうので、非公開だし、何がどうなっているかわからない。公開のところになると、形式だけで済んでしまうので、結局議会のことは道民から見えないわけである。

それはともかく、何で議論が活発にならないのか。いろいろな問題があるが、基本的には議員間の議論がないからで、ほとんどゼロである。執行部との関係にしか議論の場が成り立たない。ところが執行部との関係というのは与党、野党の関係であるから、会派というのは政党に直結して、与党は、議院内閣制でもないのに長を守るという立場であるから議論しない。与党が多数で長を守るという形を取っている議会は、ほとんど無風に近くなる。少数の野党がどれくらい抵抗するかという感じでしか、長と議会の緊張関係が生まれにくいから、それぐらいの形でしか議論ができない。

私の基本的な考え方は、会派で我々は議員を選んでいるわけではないし、普段から会派活動を見ているわけでもないから、やはり1人1人の議員が問われていて、会派とかそういうものは関係なく、長との関係はきちんと緊張関係を維持しなければいけない。長が出してくるものがそのままそれを承認する場合でもいろいろな問題を指摘するし、だめなものは否決するし、どうかと思うものは修正するし、ないものは提案するし。こういう活動は、与党野党関係なく、議会全体の活動として形成されていないと、問題点が何も出てこないということである。これは私の議会についての基本的な見方なので、そのことを申し上げたということである。

(構成員)

私も申し訳ないが、傍聴はしていない。

(構成員)

私は21日の一般質問に、午後から傍聴させていただいた。関心のある福祉や住民の暮らしに関わる問題で、ちょうど春光台の団地で孤立死があったばかりで新聞にも大きく取り上げられていた件だとか、小さいことではあるが、わたしが関わっている脳脊髄液減少症のことを取り上げてくださるということで、関心を持って参加をした。少数の

声が届く場所というのが本当に必要だと思っている。そういうことを調べて、拾い上げて、議会で取り上げるというのは本当に大事なことであり、どういう形でそれが実るのかというのは先になるのかもしれないが、そういうことを市民の目から見ても分かる場になっていてよかったなと思った。なかなか普段は行けないが、座長から宿題を出されたと思って、勉強する気持ちで参加できて良かった。

(座長)

今の発言に関連して、検討懇談会の第1回会議が開催された日の午前中に、民生常任委員会があって、傍聴をしたのだが、その時に構成員から発言のあった孤独死、孤立死の実情について、市側と議員側でやり取りが非常に細かくあった。一般質問のやり取りよりはいろいろな方が発言をされたという実情があったので紹介しておく。次の構成員は前回の会議は欠席だったので事情は分からないと思うが、今まで何回か傍聴していると思うので、経験の中で感じたことがあれば発言していただきたい。

(構成員)

私はもともと放送記者を長くやっていて、道議会の取材経験はないが、北海道各地を回っており、根室市議会、帯広市議会、室蘭市議会などの取材経験がある。先ほども話があったのだが、非常に動きが分かりづらいというのが、議会を取材した一番の印象で、水面下で物事が決まっていて、議会で記者席から見ているものは、議論の調整の結果だったりするところ、なかなか見えづらいというのが印象だ。それぞれの議会の中では、話があったように、市民のいろんな声を聞いて、議員が理事者とやり取りをしてというような部分はあるのだろうと思うが、旭川のことにはちょっと分からないので、勉強させていただこうかと思っている。

(構成員)

私も忙しかったが、時間を割いて3回ほど行ってみた。全部本会議だったので、発言している内容についても、あのことを言っているんだというのはわかるが、細かいことについてはなかなか理解ができなかった。市民に傍聴を勧めるのであれば、もっと易しい分かりやすい言葉の部分もあってよいのではないかと思った。

(座長)

次の構成員は、議会や委員会の傍聴は長年されていると思うが。

(構成員)

いや、最近は行っていない。

(座長)

それでは、先ほどの資料の説明をしていただきたい。

(構成員)

1ページ、先ほど申したとおりであるが、平成11年から12年、13年、14年の4か年間の合計が907万3,000円、単独行政視察です。年間で言うと、225万870円と、それから15年度というのは海外視察を凍結した年であって、一応これを除いた数字であるが、その後3年間というものは合計して1,031万3,330円と、これら3年間は、年間にすると343万6,770円ということで、4年間の平均と3年間の平均をマイナスすると、118万6,907円。これは年間の単独行政視察の増加額である。なぜこういうものを私が引っ張り出して計算したかということ、先程も申したとおり、いわゆる海外視察を凍結した

からといって国内視察を増やすということは反対である、ということを経員から言われたのに、その後お互いの話し合いで決まっているわけである。反対しているのだが、話し合いによって決まっている。ところが議会の場においては、3回動議が出されている。それでいて3回とも否決されている。提案理由は説明されるけれども、反対討論は1つもない。それで結局は反対討論なしで、数の力で全部否決されたわけである。議員の定数とか報酬削減も。そうしてそういうふうに反対討論がないということに、私は真実が隠されているのではないかと思う。

なぜか。平成11年にエコ・スポーツパークというのがあった。その事件は、定員40名であるから32名の議員が一つも発言しないでだんまりを決め込んで、1日5,000円の費用弁償をもらいながら、だんまりを決め込んで一つも言わない。そして8名の議員がいろいろと提案理由から説明して、とにかく32名の議員黙して語らずだから、最終的に討論終結として採決しますということで、賛成者の起立を願いますと言ったら、8人しか立たない。全然一言も反対討論はしない。その反対討論をしないということに、そこに真実が隠されている。だからこそ我々が裁判に訴えて初めて明らかになったのである。そして裁判に訴えた結果は、一審では市長も有罪であった。二審では我々は被告になった。だけれども判決においては同じ数字が出て、2,850万円の金を返せという結論になった。議会としても反対討論が一つもない。それでいて否決されたということは、永遠に闇に葬られたのだ。それを我々が、市民が最後に訴えることによって、初めて明らかにされたわけである。裁判ではっきりしているのである。

(座長)

平成11年にエコ・スポーツパークの提案があつて、議員は40名いて、32名は無言で、その提案は否決されたのか。それとも提案は通ったのか。

(構成員)

否決されたのだ。だから、2,850万円返せと。650万円は示談で旭川市に返す。

(座長)

そこもよく分からないのだが。事務局、解説できるか。

(事務局)

資料がないので、正しく説明できない。必要であれば調べて、次の会議の時に。

(構成員)

私は正確に説明している。

(座長)

教えてほしいのは、提案があつて、それが否決されて、その後どういうことになったのか。

(構成員)

その後、我々が裁判に訴えて。

(座長)

どういう裁判を起こしたのか。

(構成員)

2,850万円を返せという裁判である。

(座長)

2,850万円というのはどういう数字なのか。

(構成員)

神居古潭に運動施設として25億円で作ろうとしたのを、でたらめなことをやって、企業の社長と結んで、不適切な行いをして、金を支出した。それを返せという裁判である。

(座長)

旭川市が2,850万円をそういう関係者に支払ったということか。

(構成員)

我々が裁判に訴えて、返せという判決が出た。

(事務局)

市が進めた業務委託のことで、過去訴訟となったというのは事実である。今回は議員定数・議員報酬の関わりで、できればそちらの方に。

(座長)

せっかく発言があったのだから、正確に理解しておく、エコ・スポーツパークの問題で、旭川市はある事業者に業務委託料を払ったと。それに対して議会は、前の段階で否決をしているのか。テーマパークそのものに。

(構成員)

32名の議員黙して語らず。

(座長)

黙して語らずというのは、否決したという意味か。

(構成員)

そうそう。

(座長)

了解した。2,850万円については、構成員のグループが裁判を起こして、一審で勝って、二審も勝ったのか。

(構成員)

二審も勝った。ただ、市長が一審で有罪になったけれども、二審では市長は無罪になった。そして、数字をなぜ出したかということ、自分たちの都合のいいことは、異論があっても話し合いによって解決していく。ところが、自分たちが痛みを感じるようなことについては、お互いが主張を譲らないから、結局は、定数の削減にしても議員の報酬についてもまとまらない。そしてまとまらないから、議長に一任したことになっているはずである。議長はその一任を受けて、いわゆる諮問機関としてこういう会を開いたわけである。けども、我々が言ったからといって決まるものではない。議長が一任されたのだから、議長が我々に聴いて、即断するかといたらそうではない。話を聞いていると、我々の話を聞いて、議会に諮ってまた決めると。どういう決め方になるか分からない、我々は言うだけだから。そういうまわりくどいことをやって、前回2度答申を受けているが、1回に7,700円を1人の委員に対して支払っている。そうすると、10人だから、7万7,000円かかる。それを8回開いてるから、61万6,000円かかっている。

(座長)

7,700円というのは。

(事務局)

この検討懇談会ではなくて、報酬等審議会の費用弁償のことを言っている。

(構成員)

61万6,000円かかっているのだから、それを2度開いているから、実に123万2,000円というお金が浪費されている。結論は何も出ていない。

(座長)

答申が123万2,000円かかって答申されているけれども、実現していない。そういう意味では浪費だということか。

(構成員)

議会としてもそれだけの無駄遣いをしていることになる。だから私は、あえてここにも数字を表した。

(座長)

せっきくの資料であるから、2枚目、3枚目は。

(構成員)

2枚目は、平成11年に私が、旭川市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に係る陳情書として出している。その陳情書はどういうふうになったかというと、平成11年の議会の5月17、18、19日の、最後の19日において、市長が告示して、可決している、日払いに。ここにあるように日払い等となっているが、日払いにしてくれといった意味が違う。そしたら議会では、私の出した陳情をそのままほったらかして、私は平成11年4月19日に出しているのだから。それをこともあろうに、5月17、18、19日の最終日に、市長が告示してその日に決定をしている。なぜこういうことを言うかということ、議員の資質を私は言っているのだ。臨時議会においては、告示したもの以外は質問することも許されていないのだ。告示したものを議事に載せて進行していく。告示した時間はどういうことになっているかということ、会議を開く前の日から数えて7日以前に告示しなければならないとなっている。前回私も議員に立候補したのだから、改めて調べてみたら、19日に告示して、19日に可決している。こんなばかな話はない。議会としても反省すべきである。議会なんていうのはない。これは完全に違法である、違うか。議長もいるから発言を求めたいが。

(座長)

ちょっと待っていただきたい。ここの場の議長は私である。それでは3枚目の資料についても説明願いたい。

(構成員)

これは、旭川市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正というのは、御覧のとおり、市長が11年5月19日最終日に告示したのである。そして19日に決定された。市長と議会とのなれ合いである。完全に違法である。それから要望書(4ページ)であるが、先程話をしたようなことで、全部では2,850万円だけれども、金利を合算したら3,750万円を、我々が裁判において勝ち得たものであって、これはそのままにしておけば議会に闇に葬られる性質のものであった。それを我々が裁判に訴えて初めて明らかになったわけである。議会としても反省すべきだと私は思う。だからあえて要望書として、19年3月26日に出しているからここに載せたのだ。

それから陳情書(5ページ)であるが、これはいわゆる視察についての決めごとがあ

るわけだが、そして10項目には、「他の公務による出張と継続しての視察は認めない」と書いてある。ところが15年から19年の間は、この規則が守られていたわけだが、違反しているものが数々出てきて整理がつかなくなったんだろうと思うが、その後19年6月15日に議会運営委員会でこの10項目を廃棄してしまうわけである。ということは、政務調査費で行って、続いて単独行政視察をやるということはだめなんだということを自分たちで決めていて、自分たちで守れないで、最後にはどうにもならなくなったから取り消してしまったわけである。まさにだらしのない一言である。

最後に書いてあるが、「私は敢えて言わせて貰う平成16年4月23日感謝状もセレモニーも何もいらぬ領収書だけ貰うことで、社会福祉事業基金として100万円を寄付した、まさに貧者の一灯である」。私がもらった領収書はどういう領収書だったかというところ、文化会館を使用した時の納入通知兼領収書である。一番下に何て書いてあるかというところ、「上記の金額を収めてください」という領収書であった。おかしいのではないかと言ったら、市では素直にそれを認めて、部長会議を2回開いて、そして新しく寄付に対する領収書というのを作ったのだ。ここをなぜ言うかというところ、市では素直に反省をしてちゃんと対応してくれるのに、議会は何をやっているのかということだ。3回も動議を出しながら、一切それに対する討論はない。反対するのは反対するのよいが、何も言わないで、反対討論なしで3回とも否決されている。そこを言いたいから、私はこれを出したのだ。

(座長)

最後のところを言うと、市は構成員が発言するあるいは要求すると、反省した。しかし、この間の経過でいうと、議会は反省してないというのが一つのポイントであると了解した。

さて、私の報告をすると、9月6日の民生常任委員会に出席をした。これほどやり取りがあるんだなというのを初めて知った。決算をテーマにしているから、いろいろな部局の決算について、議員の方からあらかじめの質問があった。大きくは税務の関係、福祉保健部、子育て支援部、保健所、経済観光部、環境部、各部局にわたって、決算についての質問に対する答弁がある。そういうやり取りがあった。今回は、構成員が指摘したような大きな問題はなかったのかなという気もするが、孤立死の話は、議員と市の側でお互い熱心なやり取りをしていたという印象がある。

ということで、前回の宿題を出していただいた。この先議員定数・議員報酬について過去の経緯から現状と課題ということで、意見交換を進めたいと思う。各構成員から発言があったが、付け加えること、あるいは質問をしたいようなことがあったらお願いしたい。

(構成員)

今までは量については一切触れていない、自助努力をすとか。だが今回については、量についても、議員にはいくりにすとか、はっきり打ち出すべきだと私は考える。

(座長)

了解した。前回1回目ということで、この懇談会の立ち上げの趣旨、背景の説明とかやり取りがあった。繰り返しになるが、議員定数・議員報酬に関しては、条例に基づく審議会があって、その答申については、今、構成員がルールを説明された経過もある。

しかし、自助努力うんぬんというのが前回の答申の中であって、それを議長が拾われてこの懇談会を提起されているという経過がある。前回の議論の中でさらに、個々の議員の活動の質というものをこの懇談会の中で意見交換して、最終的な結論に持っていかなければならない。それが構成員の発言趣旨でもあるし、量というのは先程の資料にもあるが、本会議の回数とか委員会の回数とか、発言・質問の回数というのが量だと思うのだが。質と言え、個々の議員がちゃんとまともにやっているか、ということによいか。

(構成員)  
そうそう。やはり量ということは、議員の報酬を幾らにするとか、定数を幾らにするとかいうことを、数字をもって我々が決めるべきだと。今までは一切それがないのだ。

(座長)  
前回の懇談会はまだ1回目だということで、そんなに突っ込んだ議論にもなっていないくて、単純に費用対効果あるいは経費削減という意味での削減、そういう議論は乱暴だという話の一つと、かと言って適正な数字についての判断も難しい。だいたいその辺りまでは議論したかと思う。なおかつ、それぞれ議会を見たり委員会を経験したので、その上でさらに皆さんに御意見、御発言を求めたいと思う。いかがだろうか。

(構成員)  
資料をいただいて、私も丹念に資料を読ませていただいた。会議録も改めて読んだのだが、23年5月に報酬等審議会の答申が出て、そこでは議員報酬については据え置きで、一層の内部努力を求めるという格好になっていた、という説明だったわけであるが、答申の中身をさらに読んでみると、結局報酬問題なんだけれども、定数に関わる問題だから、今回は据え置くというふうに書いてある。つまり、報酬と定数というものを一緒に考えれば、報酬をそのままにすれば、議員が増えれば全体は上がるわけだし、議員の数を少なくすれば減るわけだから、報酬と議員を一緒にして考えて削減の方向を目指せ、というような書き方である。それをどうするか、ということでこの懇談会が作られているということだと思う。

そこで確認なのだが、報酬も、定数の問題も、行き着くところは、議会全体を維持していくため、運用していくためにかかっているお金であると思うので、議会費をきちんと押さえておく必要があるのではないかと。前回配付された資料(「基礎データ集」)の33ページに中核市の議会費の比較が出ているが、議会費の内訳の中には、議会事務局職員の人件費は含まれているのか。

(事務局)  
旭川市の数字には含まれていない。正職員の給与は、議会費ではなく職員費ということで計上されている。それが他の自治体において、すべてそうなのかどうかは画一的ではないかもしれない。今は申し上げられない。

(構成員)  
了解した。職員の数、給与、臨時職員も含めて考えると、議会全体でかかっているお金の最たるものは人件費である。議員報酬だけではなくて、職員の人件費、それから臨時職員を置けばその人の人件費、それから議長会等々の分担金、かなり義務的に支払わなければいけない、こういうものが議会でかかっている費用の大体90パーセント以上を占めるわけである。そうすると全体を削減の方向で検討しようというときに、例えば

職員が2人減れば、ほぼ議員の報酬に相当するわけである。そういう問題は検討しなくていいのかどうかということがあるから、職員の人件費を含めた議会費というものの総体をきちんと押さえないと、答申の趣旨に答えることもできないのではないか、というふうに私は思った。

(座長)

今の事務局の答えだと、現状旭川市が発表している議会費の中に職員人件費は入っていないということによいか。計算すれば議員の報酬と分担金、それから諸費、そういうものを含めたもので出されていると。そのことの確認である。そして定数と報酬の縮減というのはいろいろな組み合わせがあるので、その辺りの議論をもう少し整理すべきだという御意見だと思う。関連してもしなくてもいいが、まずは皆さんの御意見をお聞かせいただければと思う。

(構成員)

できれば指定都市の事務局職員の人数とか、その比較が分かれば出していただければと思う。2人違う、3人違うだけで、議員2人違う、3人違うというのと、ほとんど同じになってくるから、議員の方の問題だけで考えてしまうとバランスを欠いてしまうのではないか。

(座長)

我々が量的比較をするうえで、議会事務局の職員の数の比較も加味した方がいいだろうと。議会そのものとして職員を雇っているというのは日本ではないのか。

(構成員)

臨時職員は雇っている。それ以外の職員は、形の上では議長が職員の任命権を持っているからそうなっているが、しかし実際は共通してやっているわけだから。

(座長)

私も今回初めて知ったのだが、議会事務局という部署があって、議長が任命した職員がいる。議会は独立性が担保されなくてはならないわけで、議会は議会なりに独自に職員を抱えていてもいいのではないかという理屈は感じていた。しかし実際は、こういった会議もそうだが、事実上の事務局は行政部局がしている。ただ形の上では、議長が任命している、という形をとっている。

(事務局)

法律上は、形の上で議長が任命していることであるので、あくまでも任命権者は議長である。ただし、いわゆる予算の執行権については議長は持っていないということから、給与の支払等は市長名で行っているというところで、それが一致しないというのが日本の議会制度の実態である。

(座長)

現状の確認というやりとりであった。いずれにせよ、事務局職員の人件費も含めないと、他都市との比較は若干正確性を欠くだろうと。事務局、少し時間をかければできるか。

(構成員)

質問であるが、資料で他に同じレベルでの比較ではないというものはあるか。もし他にもあれば教えていただきたい。

(事務局)

今、私が認識しているところでは、あるとすれば人件費かと思う。日本の地方制度は基本的に地方公務員法を核として横並びに設計されているので、めちゃくちゃということはないが、点検してみたいと思う。

(構成員)

政務調査費も数字が出ている（「基礎データ集」36, 37ページ）が、これは同じレベルの数字と考えてよいか。

(事務局)

政務調査費は、お金の色としては補助金の一種という公式見解があるので、この扱いは各自治体相違がないと考える。また、地方自治法で政務調査費は会派又は議員に交付するということになっていて、会派に支出することとしても、議員に支出することとしても、あるいは一部ずつ会派と議員に支出しても、法律上認められていて、その設計は各自治体の条例で決めなさいということになっているので、その違いが交付対象の違いである。金額は特に定めがないので、自治体の判断である。

(構成員)

（「基礎データ集」）38, 39ページだが、議会はどれくらい会議等を開いているかという日数が書いてあって、（平成23年度）トータルで217日とある。このままぱっと見て私は間違えて理解したのだが、365日のうち217日こういう会議に出席をしていると思ってしまうが、実際はそうではない。どうしてかということ、例えば常任委員会というのは、昔は一つの委員会にしか所属できなかったが、地方自治法の改正で今は複数の委員会に所属してもいいことになっている。ただ、複数所属させている議会はほとんどないと言っていいぐらいやっていない。多分旭川も一人の議員に一常任委員会という格好ではないか。そうするとこれはトータルで書いてあるから、一人の委員だともっと少なくなるわけである。特別委員会ではどうなっているのか、その他ではどうなっているのか。つまり、個々の議員の実質的な活動というものを計測するためには、この表ではなかなかできないから、もう少しそこを細分化して、一議員にした時に平均どのくらいになるのか分かるような作りをしていただけると議論につなげていけるのではないかと思う。

(座長)

確認だが、旭川市の場合、議員の委員会所属は。

(事務局)

旭川市においては、常任委員会の重複はない。この表の見方であるが、構成員が言うように、本会議のある日に委員会があるとか、常任委員会のある日に議会運営委員会があるとか、そういう重複がある。したがってここにある217日というのは延べ日数であるので、議員の実態を調べるということになると、個々の議員ごとにその一日がどのような活動をしているかという分析をしていくことになるかと思う。

(座長)

ある意味では、その数字プラス個々の議員の集計というのも、時期を限ってとか、議論の上では必要か。

(構成員)

それはこれから議論になるかと思うが、報酬をどう計算するかというときは、そのデータがないと活動の実態が分からないということになる。それからもう一つ、ついでに言えば、委員外議員。つまり委員会に所属していない議員、一委員会しか所属しないんだけど、ほかの委員会に所属している委員が、ほかの委員会に参加をして、発言できるが採決はしない。そういう委員外議員の制度を動かしている議会が、最近増えてきている。こちらでそれがあれば、そういうのも追加していただけると、もっと活動の中身が多彩に分かるのではないかと思う。

(座長)

ほかの委員会の傍聴の回数とかそういうことも含めて。

(構成員)

委員外議員は採決には加われないけど、意見を言うことはできるので。

(事務局)

旭川市で委員外議員ということで、数字的には今すぐには出ないが、議会運営委員会代表者会議だとオブザーバーという形で参加しているので、その数字であれば押さえることは可能である。

(座長)

委員外議員という概念と、オブザーバーは違うのか。

(事務局)

非公式の会議なので、旭川ではオブザーバーと呼んでいる。

(座長)

委員外議員というのは、最初から登録しているのか。

(構成員)

大事な制度であるから、そういう時は議会基本条例に記載するのが普通である。

(座長)

旭川市の議会基本条例には記載されているか。

(構成員)

それは書いていない。

(座長)

個々の議員の活動の質ということで、質の議論は構成員が問題提起しているし、それを量的にどう量るかという部分での資料の見方、作り方。他との比較の場合、それをちゃんと同じ土俵で作っておかないと比較できないという話と、委員会の委員外議員としての参加のことも指摘があった。個々の議員の活動の実態は外から見ただけでは分からないし、データも丁寧に読まないと、なかなか正確に理解できないということも含めて、まだ2回目の会議であるから、我々はまた実際の本会議あるいは委員会も傍聴しなければ

ばならないし、なおかつデータについての読み方も正確を期して、最終的には報酬・定数についての方向に持っていかなければならない、というところまで少しずつきている。そのほかの構成員から発言があればお願いしたい。

(構成員)

続けて悪いのであるが、もう一つだけよいか。「基礎データ集」38, 39ページ今の表に関わるのだが、この表の「その他」に「議会基本条例検討委員会」と書いてある。実は、議会基本条例に関わって発生している議会の活動も、まじめにやればたくさんあるわけである。市民との意見交換会とか、非常に大事な議会の活動になるわけだが、議会基本条例の実施に当たって、どのような新たな活動が生まれているのかということも、分かるようにしておかなければまずいのではないか。

(座長)

昨年成立した議会基本条例の成立のプロセスについては、私ものぞいたことがあるのだが、現状で議会基本条例について、今の質問に関連して事務局の方で説明できる部分があったら説明していただきたい。

(事務局)

38, 39ページの表に限ると、広聴広報委員会が議会基本条例に基づいて設置している委員会であるので、延べ19回となっている。このほか表には出ていないが、市民と議会の意見交換会は議会基本条例に基づいて設けられている。

(座長)

議会基本条例に基づく設置委員会が、広聴広報委員会だと。これはこれまでの常任委員会にプラスしてできたということか。前の年から比べると委員会の数が増えた。それが1つと、それに基づく意見交換会が去年初めて行われた。その資料（「平成23年度市民と議会の意見交換会報告書」）が今日配付されているが、去年の場合でいうと6日間行われており、そこに各議員が参加しているから、それも量的な意味での活動日数として入ると。それは今回の資料には入っていない。

(構成員)

今、議会基本条例の話が出たので、一言言わせていただくけれども、第10条の第2項については、「本会議、委員会等は原則として公開する」というふうになっている。ところが、地方自治法で言えば、115条では、「普通地方公共団体の会議は公開する」となっている。ただし、議長の発議若しくは3人以上の発議によって、3分の2以上の賛成をもって秘密会を開くことができると。公開するとはっきり地方自治法で決まっているのである。それを、基本条例では「本会議、委員会等は原則として公開する」。全然意味が違ってくるのだ。だから私はだらしがないと言っているのだ。

(座長)

了解した。構成員の意見は前回も聞いているし、理解する。それではまた、議員の活動の質及び量に関わる意見交換ということで進めたいと思う。ぜひ、構成員の発言をお願いしたい。

(構成員)

参考にしたいのだが、きちんとした数字は難しいと思うので、事務局というよりは議長か副議長にお伺いした方がいいと思うのだが、旭川市議会の場合、議員活動のほかに

事業をやりながら議員をする方もいるだろうし、議員一本の方もいるだろうと思うのだが、その割合というのはどの程度、感触で構わないのだが、お分かりだろうか。参考に聞かせていただきたい。

(座長)

議長、傍聴だが発言を許します。

(議長)

私も判断しかねる状態である。例えば選挙の時にそれぞれが職業を書くのだが、その時に無職と書く人はそうはいない。その中には政党役員とか、あるいは団体役員だとか、いろんな名前を書いているが、例えば実際にそれはほとんど職業としては行っていない。議員の活動一本という人が多いのではないかと思うが、では何割かと聞かれると、把握しきれていないというのが実態である。

(座長)

副議長、どうぞ。

(副議長)

私の方からも話をさせていただく。私は公明党に所属をしているが、現在5人いる。政党の役職をいただいているので、職業欄にはそういう名前を書く。しかし、これは報酬は一切ない。我が会派としては全員専従と考えていただいて結構である。恐らく共産党も専従ではないかと思う。

(座長)

他の構成員で質問、意見があれば。

(構成員)

今の専従か否かという問題に関連するが、要するに議員報酬が生活費なのか、あるいは市民に対する最大利益の実現あるいは不利益の排除、そういうことに対する報酬なのか。どういうふうを考えるべきかということ、やっぱりこの懇談会でも明確にした方がいいのではないか。

(座長)

今の後半の部分、なかなか難しい表現をされたのだが、市民の最大利益の追求に対する報酬、あるいは不利益を防止することに対する報酬。

(構成員)

議会活動というのは、正にそういうところにある。運営に関して、それに対して報酬というものを考えていくのか。あるいは先程構成員から話があったように、議会費全体で、例えば旭川市の歳入に対する割合で、議会費はどのぐらいが限度なんだと、そういうような考え方を持っていくのか。議員定数の削減一つにしても、議員定数を削減しなくても、議会費全体をある一定レベルの限度に抑えるとか、そういう基本的な考え方ができさえすれば、それはそれで同じような効果を得られるのであって、少なくとも不利益の排除あるいは最大利益の実現については、ある程度の効果が得られるということもあるわけだから、先程の議員報酬の考え方について、本当に生活給として考えるのかどうなのか。それによって随分違ってくると思う。逆にいくらでも減らせばいいんだということで、議員になる人もいなくなるということであれば、住民の意見も代弁できないとか、そういう弊害もあるわけで。そこをどういうふう考えるかというのは、すごく

大きな問題だと思う。

(座長)

論点として、市民に対する奉仕という側面で整理していくという整理の仕方もあるし、市財政に占める議会費という角度から整理することもできるし、ということで、最終的にはこの懇談会としてどういうふうに持っていくかというのも、これからの議論だろう、ということか。構成員、今の論点の整理はいかがか。

(構成員)

おっしゃるとおりだと思う。定数問題にしても、本当に百何十年変わらない方式でやってきたわけである。明治21年に市制・町村制ができた時から、だいたいやり方はつい最近まで変わらない。人口段階別に定数を定める、人口段階別の上限を法律で定める、後はその範囲内の中でどこを取るかというのを条例で決めていく。その3つをやってきたわけだが、最近分権改革の中で、そういうことは議会が、自治体が決めればよいではないかということになって、条例で決めるということだけ残り、どれだけの人数でどうするかはそれぞれの自治体で決めなさいということになってしまった。そこで、いろんな自治体でどういうふうにするか、合理的な判断ができるかということ、今みんな悩んでいる。正直言って歴史的に考えても、これが合理的な基準です、というようなものはないわけで。だから、その都度少し減らしたり増やしたりとかしてやってきた。そういう形で現在に至っているという今現在の数をどう評価するか。私は、合理的な基準はないんだし、今の制度でだいたい収まっているのなら、現在の数を出発点にしてこれからどうするかというのを考えていった方がいいのではないかとこのように思っている。

(座長)

今をどう評価するか。量的には、市全体に占める議会費というものもあるし、質的には、個々の活動をアンケートなりで集めて、しかし、1年間というのはできないから、ある程度限った形で協力してもらって、その数字を基に我々の態度を決めるということもありうるかな、という気がするが。

(構成員)

私も今の意見に非常に賛成である。日本の議会というものの性格から、人口に対してこれだけが適正である、この定数が適正である、この報酬が適正であるという絶対値というのは出せないと思う。むしろその地域地域で、自分たちの議会がどのぐらいの人数がいて、それに対してどれぐらいのコストをかけるかというのは、その地域に住む人たちの選択すべきことだと思う。今回のこの懇談会もそういう意味なんだと思うが、現状のものに対してこれはもう少し少ない方がいい、多い方がいい、現状のままでいい、というような考え方で物事を進めていくというのが、今回の場合は妥当ではないかと思う。

(構成員)

多いか少ないかの基準を質に求めるという意見があったが、その辺りのところをどのように考えるか。現在の基準が、今の質に対して正しいのかどうか。ただそれは非常に難しいと思う。だから、今こういう形で収まっているものに対して、これを減らすとか、増やすとか、考え方もかもしれないが、他都市との比較であれば何もこのような懇談会はいらないのであって。ある程度の基準が、収れんされたものがあるわけだから。そこを

この懇談会でどのように考えるのかというのは、議会の在り方だとか、議員の在り方だとか、議員活動の質と議員の質というのは違うことであって、その辺のところも提言あるいは検証していく必要があるかと思う。

(座長)

そういう意味では、3月までということ、議長の諮問でスタートしているから、議員に協力してもらおうというのが、活動の質なり議員そのものの質なりを検証する上では必要ではないか。今、10月末でまだ先はあるから、どこかの期間を区切って、全員にこちらでいくつかアンケート項目を用意して答えていただくと、我々の態度も決めやすくなるのではないかという気はするが。そのような手法はどうだろうか。

(構成員)

今まで議会に対するイメージというのは、そんなに高いわけではなくて、極端に言えば非常に低かったわけである。最近になって、ようやく議会が全国的にも自己改革を始めて、基本条例を始めとしていろんな形で取り組むような、急速に失地を回復して更にプラスを積み上げていくというところまでできているわけである。そうすると評価において今までほとんど機能を果たしてこなかったじゃないかと、だから議員なんて少なくともいいし、報酬も低くてもいいという考え方もあって当然だと思う。片方では、しかしこれからのことを考えると、もっといい活動をしてもらわなくてはいけないからという、あるべき姿で考えるときはどうしたらいいか、両方の問題がどうしても出てくるわけである。それを考えるときに大事なことというのは、今現在の状況は、実際にはいろいろなことをやっても、市民の目には見えないために評価がなされていない、という問題もあるし。だから、実態を見せながら評価をするということと、少し将来に可能性のある、今はそうならないけれども、こういう方向で行くべきだという、あるべき論を踏まえたことを考えていかないと、じり貧になってしまうんじゃないかと思う。そこが私の心配になるところである。

(構成員)

そういう点では、昨年取り組まれたこの意見交換会の報告はすごく参考になった。市民の数からみればわずかなのかもしれないが、かなり多くの方が時間を割いて、参加して、意見もいっぱいあって、読み切れないぐらいである。最初は基本条例を作ってスタートして、その後どうだったのかという中から、議会の中の質問であるとか、市民とのやり取りが向上したという評価が出されていて、やっぱりすぐには変わらないものなのではないかという印象を持っている。昨年からはまったこの取組が次にどうつながっていくのか、今年はこれからなので、私もどこかに必ず参加して、いろんな方と意見交換の場面にいきたいと思っている。あるべき姿ということも加味して検討していくというのは大事だなと思った。

(構成員)

今までこうやって歩んできた中で、これから将来に向けて話し合っていかなければならないと思う。今までの質とかいうのは、一つ置いて。これから将来旭川市は人口が減っていくと思うので、例えば議員は何千人に一人でもいいのではないかと、そういう答えを出しながら、増えたときには増やしていく、そういう柔軟性を持ちながら、議員も市民もいろんな要望をしなから、議員には質を上げてもらう。また、議員報酬だけで生活

をしているというのであれば、生活を立て直してもらわなければならないというのもあるので、報酬を低くするとかそうではなく、基本的なものを備えた中で話し合っ、将来に向かっていかなければならないと思う。終わってしまった古いことに力を入れるのではなく、将来に向けての話し合いは、大いにするべきではないかと思う。

(構成員)

一般市民から見ると、議員とか公務員に対する風当たりは非常に強いと思う。どこでどうしようかといって書類を見ても、法律や条例で身分は守られている。だから、ここに書いてあるから触らなくていいのではないかという人もいるが、やっぱり見直して、現時点で出発をすると。先程構成員からもあったように、将来に向かっていくというのが望ましい姿だと思う。

(座長)

皆さんの議論の中では、市民に対する最大利益の奉仕、あるいは不利益にさせないような活動というもの、それから、トータルとしての市財政に占める議会費の比重、そういうのがポイントかという気がする。その場合、まずは過去の経緯については、議会も議員も指摘に対する意見はあるし、反省もあるかと思う。それから、それぞれどういう分野で、どういう活動をしているか、本会議をのぞくとか、常任委員会を傍聴するだけでは不十分だし、そういう意味では36人の議員に一定のアンケートを求めて、それをデータとして、また、他都市との比較なども事務局でもう一度整理したものを踏まえて、最終的には将来あるべき旭川ということで、議員の活動を評価するような方向になるかと思う。時期的にはすぐ11月に入るわけで、12月、1月のプロセスの中で、長い時間をかけて回答を求めるといふわけにはいかないが、適当な時期を事務局に考えてもらって、議員に協力を求めて、そのデータを基にして次の会議をするということではいかかがか。

(構成員)

質問の項目とか、また別途検討されるかとは思いますが、その場合記名でやるのか無記名でやるのかで、私は全然違ってくると思う。名を明らかにしてやるということになると、選挙でマイナスになるようなことはやっぱり書かない、建前で。無記名で、とらわれない立場で、本音を語っていただくというアンケートにならないと、やる意味がない。議員定数はどこも削減をしている。栗山町も22あったのを9名削減して13名になった。何が変わったかという、本当に議会の議論がなくなってしまった。委員会を開いても、前はんかんがくがくやっていたのに議論が出なくなってしまった。傍聴に来ている人は気が付くかもしれないが、一般の市民には分からない。議員が減ると、議会はしゅんとして議論がほとんどなくなったなんていうのは、こういうのは当事者に本音で語ってもらわないと分からない。そういうものが出るようなアンケートであってほしいと思う。

(構成員)

私も記名はなかなか難しいと思う。先程言ったように、私が知りたいのは収入の問題で、これだけで食べているのか、それとも他に収入があるのか。そういうことはプライバシーにも関わるので、記名だと難しいのではないか。議長、副議長に呼びかけてもらい、無記名だけど、実態が私たちに伝わるような形でぜひ協力してほしいということ

お願いしてもらいたい。

(座長)

事務局から、36名全員は難しいのではないかとのことだが。

(構成員)

多分、難しいと思う。どんな形であろうと、アンケートが長くても短くても、出す人は出す、出さない人は出さないというものもあるし。無記名でもそうであるから。出たものの中で、私たちは判断していくという方向性を持っていかないと前に進まないと思う。議員活動に一生懸命な人は、将来の旭川を見てくれていると思うから、アンケートに回答してくれると信じて、それを発信してもらおうということはどうだろうか。

(座長)

まず、アンケートをやるということによろしいだろうか。アンケートに適切な時期は、私もよく分からないので、事務局と相談しながら決める。記名か無記名かは、無記名が書きやすいだろうと。項目としては、專業かどうかも聞いてみたい。構成員の意見もあるから、過去に関わる項目についての意見も求めるか。それと、将来人口が減少した旭川にあって、どういう姿が想像されるかとか。他に何か項目で気が付いたことがあれば。

(構成員)

議員自ら定数と報酬についてどうあるべきかというのは聞いていただきたい。

(構成員)

私も今、それを言おうと思ったのだが。もう少し言えば、議員の数をどうするかというときに、私は単純に考えているので、例えば30万人で30人だったら、1人1万人なんだから、次の国勢調査で1万人増えれば議員を1人増やすし、1万人減れば1人減らせばいいと。毎回、しょっちゅう何名がいい何名がいいという議論が起こらないような形にするのが一番いいんじゃないかと思っているのだが。そういうような考え方はどう思うかというようなこととか。

もう一つは、本会議中心でいくか委員会中心でいくかというような議論。やっぱり大きな所はどうしても委員会中心になるので、4つ、5つの委員会を作らなくてはいけないが、そうすると1委員会に最低でも6人ぐらいいないと、委員会が成立しない。もっと議論を活発にということになれば、7人、8人、9人となるのだが、一定の委員会数を前提としたときに、これ以上は落としようがないという議会として最低限の議員数というのはどれくらいの数字が考えられるのか。これは議員に聞かないと分からない。それを聞くとそこまで減らすつもりかと思われると、それは心外なのだけれども。そこを考慮しておかないと、いくらでも減らせるんだという考え方を助長するようなやり方は良くない。逆に言えばそういうところを押さえておく必要があるのではないか。

(座長)

議論としては、我々も議員の声を聞かないとその先へ進めない。だからアンケートはやろうと。無記名でいこうと。どういう項目を立てるかという論点にきているが、事務局として何か意見はあるか。

(事務局)

検討懇談会の皆さんの協議に必要だということであれば、努力はしたいと思う。

(構成員)

アンケートは数をたくさんにすると、それが仕事だとしてもいやになるという部分が出てくるのではないかと思うので、私は大まかでもいいのではないかと考えている。どういうことを考えて、旭川市の議員として動いているのかというのが分かればいいのでは。

(構成員)

議員の報酬削減とか、定数削減。別に決まったものはないので、先程からいろいろなお話があるけれども、ただ一つの目安として、1万人に1人ぐらいではないかというような形で今まで進んできているし、たった一つははっきり言えることは、議員自らが定数削減とか報酬削減に、はっきり動議を出しているのだ。ただそれは否決されているだけで。これが一つの指針になると思うのだが、これはどういうことかという、20パーセント報酬をカットする、もう一つは2名削減する。こういうことなのだが、端的に言って2名削減したからといって、議員活動に一切影響はない。例えば現在36名で、議長が欠けたとしても、議員活動に一切関係はない。議員それぞれがまた集まって、議長を決めればいいことであって。1人や2人、減ったからといって、別に議会活動に一切影響はない。昔、任期のうちに死亡した議員がいたが、全然影響はない。1人や2人減ったからって、どうってことはない。

(座長)

今日の議論をまとめると、今後の論点としては、議員の質、議員活動の質、それを量的には市財政に占める議会費、それを少し整理しようという部分と、いろんな活動はしているんだろうけれど、もう少し見える形にして議論しようという点で、議員の皆さんにも協力いただいて、こちらから無記名のアンケートをする。ただ、どういう項目を立てるかについては、少し意見をいただいたのだが、どの時期に、どの期間をかけて実施するかというのもあるかと思う。今日の段階ではなかなか議論できないので、事務局とアンケートの実施方法、項目についてまとめて、構成員に回議して、適正な時期に進めていくということにしたいがいかがか。

(構成員)

(一同了承)

(構成員)

量について、今まで一切触れていなかった。自助努力とか、曖昧な言葉だったけど、この懇談会においては、はっきり量も突っ込んで決めるべきだと思う。

(事務局)

議員活動の実態とあるべき姿、将来像を加味して。そこで実態となると、議会の場合定例会が年4回しかない。3月ぐらいまでに一定の結論をとると、今から直近の議会は第4回定例会で、例年12月である。その期間を含むか含まないかで、実態がかなりかけ離れてくると思うので。

(座長)

定例会に向けてどういう活動をしているかということが分かるような時期の選定をし、アンケートの質問項目も決めると。今後、事務局にも教えてもらいながら、項目とアンケートの時期、そんなことで進めたいと思う。議長、今の流れの中で何か発言、意見があれば。

(議長)

アンケート調査の話があって、例えば専門なのか非専門なのか、議員自らが定数や報酬に対してどういうふうなことを考えているのか。いろんな項目があるかと思う。先程も事務局から36名は難しいのではという話があったが、こういう項目でのアンケート調査であれば、全員でよろしいのではないかと私は思っているのだが、しかし、我々議員が実際にどういう活動をしているかということ積み上げていく作業を行うとすれば、例えば、今日1日あなたはどういう活動をしてきたのかと。後援会活動だったり、議会の質問に対する準備であったり、いろんな活動をしていると思う。そういったことを積み上げた上で、議員の活動量というものを把握していくような作業を行っていくとすれば、これは全員というわけにもいかないのでは、と思ったりしている。どういう調査をしていくかということはある程度絞っていただき、じゃあどういったアンケート調査をするか、そういうところに絞っていただけないかというふうには思っている。もう一点付け加えると、構成員から以前にも話をしてもらったが、福島方式というのがそういう方式なんだという話も伺ったので、それが議員の活動量というものを把握していく上では一定程度必要なのではないかと、私も判断をしているところである。

(座長)

ということで、だいたいお気付きの点というか、それぞれ御発言いただいた。アンケートの時期の話、項目の話について、大体の原案ができたなら、これは座長、副座長に一任いただき、皆さんに回議で進めてよろしいか。郵送かメールで送って、それで御質問、御意見があればまたやり取りをしながら、最大公約数的なもので収めて、ある時期にアンケートをする。その集約したものを受けて、次の第3回の議論をすると。このような進め方でよろしいか。

(構成員)

(一同了承)

(構成員)

議会においては、今録音している、全部ダビングしてくれるのだ。この前事務局に会議録をダビングしてくれとお願いしたら、皆さんで決めてもらわなければ、私1人ではどうにもならないという話だったけれども、公開の原則からして、議会でもダビングして簡単にしてくれるんだから、ここの皆さんで発言したものは全部録音されているんだから、これを容易に、皆さんが要望すればダビングしてくれるのは本筋じゃないかと、私は思うのだが。皆さん、どうだろうか、何も隠す必要はないのだから。

(座長)

会議録をテープでダビングしてほしいということか。ここの会議録を、構成員が後でチェックしたいというときのために、全部ダビングしたものをもらいたいという提案なのだが、いかがだろうか。

(構成員)

公開の原則からして、当たり前なことだと私は思う。議会ではもうやっているんだから。

(事務局)

議会ではインターネットで中継がされており、音声も配信されているのだから問題は

ないと思う。ただ、この懇談会はインターネット中継されてはいないし、議会の場合は公職の議員が発言をしている。検討懇談会は確かに議長の諮問機関であるが、個人に意見をいただいているので、基本的に肉声は控えるべきなのでは。希望があれば、聞ける状態には当然できる。

(構成員)

議会では、私は平成11年頃に盛んにそれをもたらした。議会でそれをダビングしてくれるのだから。

(座長)

議会の議員と、ここに集まっている市民と、違うといえば違うのだが、議会と同じように、議会でやっているのだから、すぐここでダビングしたものをというのはちょっと違うのではと思う。でも別に隠す必要はないと思っている。

(構成員)

公開の原則だ、すべて。

(座長)

その公開の仕方を、ダビングしたものを渡すのか、聞くだけにするのかというのが、事務局が言ったことなのだが、構成員の意見は分かった。他の構成員の意見を聞いてからにしたい。いかがか。

(構成員)

ダビングして渡すまで、必要ないし、聞くのは問題ないと思う。

(構成員)

私が他の会議に参加していた時に、記録を報告書としてくれた。適切でなければ、自分の考えと違えば、訂正して返してということになっていて、今までテープでというのは一度もなかった。

(構成員)

私も公開ということであれば、行って確かめたい所が聞けるというので十分だと思う。渡すというのはちょっと越えているかなと思う。

(構成員)

考えたことがなかったので、ちょっと驚いていて今考えがまとまらない。

(構成員)

私も、聞けるだけで十分だと思う。

(構成員)

私は、判断停止である。

(座長)

まとめると、事務局で聞くのは良いが、ダビングで持って帰るというのは控えてほしい、というのが意見であるので、そういう方向でまとめたい。ということで、今回の議論は終わりにしたいと思う。

(構成員)

要約されて、会議の内容が発表されているが、けども、各人が発言したものをそのまま、事務局でまとめるんじゃなくて、各人が発言したものはそのまま会議録に載せるというふうに改正したいと思う。

(座長)

前回の会議でその点については決まっているので。

(構成員)

だからそれを、こういうふうに事務局である程度の考慮をしてまとめるんじゃなくして、発言したものはそのまま会議録に載せると、報告に載せるんだと。

(座長)

それは構成員の御意見で、ただ、前回決まったことを蒸し返すと会議が。

(構成員)

蒸し返すんじゃなくて、決まったことであっても、後で意見が出て良ければ改正したって構わないであろう。

(座長)

もちろんそうである。では皆さんに諮るが、いかがだろうか。一字一句全部テープ起こしたものを載せるべきだというのが御意見であるが、前はそうならなかった。

(構成員)

必要ない。

(座長)

あんまり蒸し返したくないと、皆さん言っている。

(構成員)

それ自体がもう既におかしい。だから私の発言したことについて。

(座長)

ほとんど載っていると思うが。

(構成員)

載っていない。だから数字について、私は言ったであろう。載っていない。

(座長)

それも、蒸し返しはしない。それはもう冒頭話が終わっているのです。今回の数字は全部載ると思う。構成員が提出した資料に基づく数字は載ると、私は思う。

### (3) 次回開催日程について

- ・ 次回の会議を、平成25年1月21日(月)午後3時から旭川市総合庁舎議会棟第2委員会室で開催することとされた。

## ○ 閉会